

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正

海上自衛隊の情報業務群を廃止し、艦隊情報群を新編することに伴い、関係規定を整備すること。（

第十五条の二、第十八条の八及び第十八条の九関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

海上自衛隊の情報業務群を廃止し、艦隊情報群を新編することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表第三関係）

第三 施行期日

この政令は、令和二年十月一日から施行すること。（附則関係）